

なかんじょ川施設利活用に関する サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

岐阜県飛騨市河合町元田地内に設置されている『なかんじょ川施設（以下「当該施設」という。）』は、白川村へ抜ける国道 360 号天生峠手前の一級河川小鳥川沿いに位置するキャンプ場であり、釣り公園を併設した飛騨市の公の施設です。魚の手掴みや釣りといった川遊び体験ができる人工河川をはじめ、バンガローやコテージ、オートキャンプサイトを備えています。

これまで、当該施設は指定管理者によって運営されてきましたが、令和 8 年度から令和 12 年度までの次期運営者募集に対し応募が無かったことから、今後、指定管理者制度にとらわれない手法も含め、幅広く施設の利活用を検討する必要性が生じています。また、施設の老朽化に対し、市による投資も難しい中、持続可能な方法も併せて模索しなければなりません。

そこで、今後の活用方針・公募条件等の検討にあたり、民間事業者が持つ効果的で実現性の高いアイデアやノウハウを積極的に取り入れるため、直接対話（サウンディング型市場調査）を実施し、様々な提案を募集します。

※サウンディング型市場調査への参加メリットについて

サウンディング型市場調査へ参加することで、今後の施設利活用募集の際の募集要項等に事業者の方の意見を反映できる可能性があります。また、事業の検討段階での情報提供を得られる可能性があります。

2 施設の概要

- (1) 名称 なかんじょ川施設
- (2) 所在地 岐阜県飛騨市河合町元田 1085 番地
- (3) 土地の状況 借地（市による民地の借上げ）
- (4) 建物の状況

既存建物	構造	延床面積	設置年度	所有区分
キャンプ場管理棟	木造 2 階建	143.64 m ²	H2 年度	市所有
宿泊施設 A（6 棟）	木造平屋建	104.28 m ²	H2 年度	市所有
宿泊施設 B（2 棟）	木造平屋建	39.44 m ²	H2 年度	市所有
宿泊施設 C（4 棟）	木造平屋建	83.52 m ²	H6 年度	市所有
レク施設（ケビン）	木造平屋建	26.73 m ²	H6 年度	市所有
共同便所	木造平屋建	18.81 m ²	H2 年度	市所有
漁具倉庫兼便所	木造平屋建	24.75 m ²	S61 年度	市所有

休憩所	木造2階建	337.99 m ²	H4年度 (H7年度増築)	市所有
野外炊事場	木造平屋建	18.00 m ²	H3年度	市所有
野外劇場	鉄骨造平屋建	145.23 m ²	H元年度	市所有

(5) 付帯設備、付帯施設

電気設備 一式、空調設備 一式、衛生設備 一式、消防設備 一式、飲用給水施設
(自己水源) 2箇所、浄化槽 3基、便槽 2箇所、駐車場、外構及び付帯施設 一
式、人工河川設備 一式、虹の橋(人道橋) 一式

(6) 周辺環境等

国道360号から当該施設へのアクセスは、小鳥川左岸の市道(車道)を通るルートと
小鳥川右岸から人道橋を通るルートがあり、冬期は、どちらも市による除雪が行われま
せん。

【市の基本的な考え方】

- ① 借地であることから、市が建物を所有した状態を前提とした、普通財産の貸付け
によるものか指定管理者制度によるものを基本的に想定しています。
- ② 利活用の範囲を、当該施設の一部に限定する提案も可能とします。
- ③ 利活用の期間は令和9年度以降における一定期間を想定していますが、これに
付帯して令和8年度中の限定的な期間での利活用についても提案可能とします。
- ④ 開場期間の提案は自由で構いませんが、施設の維持管理については、冬期を含め
年間を通じて利活用者が実施・負担することを要件とします。
- ⑤ 普通財産の貸付を前提とする際の修繕については、利活用者が実施・負担するこ
とを条件とします。
- ⑥ 指定管理者制度を前提とする際の施設の修繕については、市のリスク分担方針
(※)に基づいた負担となりますが、施設運営に必要な修繕であっても、その額が
大きい場合、市は実施しない可能性があることを条件とします。

※リスク分担の方針(抜粋要約)

1件あたりの修繕が、10万円未満の場合は指定管理者が負担し、10万円以上の場合は協議の
上で負担者を決定する。(備品の買替えを含む。)

3 スケジュール

実施要領等の公表	令和8年3月13日(金)
質問受付期間	令和8年3月13日(金)～5月8日(金)
質問に対する回答	令和8年3月13日(金)～5月13日(水)
サウンディング参加申込	令和8年3月13日(金)～4月10日(金)

現地説明	令和8年4月4日（金）～5月8日（金） ※随時実施。事前にサウンディングの参加申込を要します。
提案書の提出期限	令和8年5月15日（金）
サウンディング実施日の通知期限	令和8年5月26日（火）
サウンディングの実施	令和8年6月2日（火）～6月10日（水）
実施結果概要の公表	令和8年6月下旬頃を予定

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

対象者は、当該施設における事業に参画する意向のある団体、法人又は法人のグループとします。ただし、今後の事業への応募を義務づけるものではありません。

また、次に該当する者は本調査に参加することができません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年飛騨市条例第272号）第6条の規定に基づき指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- ・ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者

(2) サウンディングの項目

① 施設の利活用イメージ等

- ・ 施設利用イメージ
- ・ 当該施設の市場性

② 事業化の課題・条件等

- ・ 事業化にあたっての課題・条件

③ その他

- ・ 普通財産の貸付や指定管理者制度を想定していますが、その他に考えられる優れた事業スキームなど

※上記項目に対し、可能な範囲でご提案ください。

5 サウンディングの手続き

(1) 質問の受付と回答

サウンディング型市場調査について質問がある場合は、（別紙1）質問書に必要事項

を記入の上、電子メールにより提出してください。

① 質問受付期間

令和8年3月13日（金）～5月8日（金）午後4時

② 提出先

「7 問合せ先」参照

※電子メールの件名は「サウンディング質問（団体・法人名）」としてください。

③ 回答時期

質問の受付後、近日中に当市ホームページ上へ回答を随時掲載します

(2) サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、（別紙2）参加申込書に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

① 申込受付期間

令和8年3月13日（金）～4月10日（金）午後4時

② 申込先

「7 問合せ先」参照

※電子メールの件名は「サウンディング参加申込（団体・法人名）」としてください。

③ 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月15日（金）午後4時までに（別紙3）参加辞退届を電子メールにより提出してください。

(3) 現地説明

現地説明は、サウンディング参加申込書の提出者に対して実施します。現地の積雪状況を勘案しつつ、日時調整の上で随時実施しますが、希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

① 実施期間

令和8年4月4日（金）～5月8日（金） ※随時実施

(4) 提案書の提出

サウンディングへ参加される事業者は、（別紙4）提案書に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。その他、必要に応じて補足資料も併せてご提出ください。

なお、提案書の内容について、市が検討している事業内容と大きくかけ離れている場合は、サウンディングを行わない場合があります。

① 提出期限

令和8年5月15日（金）午後4時

② 申込先

「7 問合せ先」参照

※電子メールの件名は「サウンディング提案（団体・法人名）」としてください。

(5) サウンディングの可否、実施日時・場所の通知

参加の可否、実施日時・場所については、令和8年5月26日（火）までに、参加申込みされた事業者の担当者あてに電子メールにより連絡します。

(6) サウンディングの実施

① 実施期間

令和8年6月2日（火）～6月10日（水）

② 所要時間

1時間程度

③ 場所

飛騨市役所内会議室またはオンライン（Zoom Meeting）

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。サウンディングには、飛騨市役所職員が傍聴します。

(7) サウンディングの結果の公表

サウンディング調査の結果は、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。

6 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加は、今後の公募時等における評価に影響しません。また、公募の実施を確約するものではありません。

(2) 費用負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照合含む。）やアンケート等を実施することがあります。その際にはご協力をお願いします。

7 問合せ先

令和8年3月まで	飛騨市役所 基盤整備部 建築住宅課 管理営繕係 住所：〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 電話：0577-73-0153（直通） 電子メール：kenchiku@city.hida.lg.jp
令和8年4月以降	飛騨市役所 建築管財部 管財課 施設管理係 住所：〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 電話：0577-73-2111（代表） 電子メール：kanzai@city.hida.lg.jp

※内部組織の変更により、令和8年4月以降の問合せ先が変わります。

位置図

